

一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社会福祉法人 翠生会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間：令和6年7月1日～令和9年3月31日

2, 内容

1) 妊娠後の職員に対するサポート

人材育成室が中心となり作成した妊娠から職場復帰までのガイドブック（育児休業支援マニュアル）を対象者に渡し、制度説明等を丁寧に行いながら産休・育休取得時の不安解消に努める。

2) 職員に対する情報提供

育児休業規定および育児・介護のための特別休暇制度や、新たに創設された「産後パパ育休」制度などの周知に努め、社内全体の制度理解を促進し、制度の利用を促す。

3) 年次有給休暇取得率向上に向けた取り組みを行う。

仕事と生活の調和を図るため、年次有給休暇の取得率向上を図る。定期的に年次有給休暇の取得状況を分析し、現状を把握し部署毎に改善点を検討する。